

5 島根県外部監査契約に基づく監査に関する条例

(平成11年3月12日島根県条例第7号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の37第4項、第252条の39第1項、第252条の40第1項、第252条の41第1項、第252条の42第1項及び第252条の43第1項の規定に基づき、法第252条の27第1項に規定する外部監査契約に基づく監査に関し必要な事項を定めるものとする。

(包括外部人の監査)

第2条 包括外部監査人（法第252条の29に規定する包括外部監査人をいう。）は、必要があると認めるときは、次に掲げる事務の執行について監査することができる。

- (1) 県が法第199条第7項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第140条の7第1項に規定する法人の出納その他の事務の執行で県の出資に係るもの
- (3) 県が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの
- (4) 政令第140条の7第2項に規定する信託の受託者の出納その他の事務の執行で県の信託に係るもの
- (5) 県が法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの

(個別外部監査契約に基づく監査)

第3条 次に掲げる請求又は要求に係る監査については、監査委員の監査に代えて法第252条の27第3項に規定する個別外部監査契約に基づく監査によることができる。

- (1) 法第75条第1項の請求
- (2) 法第98条第2項の請求
- (3) 法第199条第6項の要求
- (4) 法第199条第7項の要求
- (5) 法第242条第1項の請求

附則

(施行期日)

1 この条例は平成11年4月1日から施行する。

(島根県監査委員条例の一部改正)

2 島根県監査委員条例（昭和29年島根県条例第26号）の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附則（平成12年条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附則（平成15年条例第70号）

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき管理を委託している公の施設については、同項の規定による委託を行っている間は、なお従前の例による。